

第24回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成28年6月29日(水)午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 8番 福村 正見
会長職務代理 5番 中井 悟
委員 1番 椿 新二 3番 向山 博
6番 安田 伸二 7番 親谷 隆
9番 高山 重人 10番 西元 道啓
11番 柳谷 要 12番 近藤 一祝
13番 天水さとい 14番 小川 秋人
15番 岩間 勇市
- 4 欠席委員 2番 山田 清隆
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 議案第1号 現況証明願いについて
第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定について
第7 議案第4号 農用地の買入協議の要請について
第8 議案第5号 平成28年度「第26年次」蘭越町農業委員会活動
強化指針の決定について
第9 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第10 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告について
第11 報告第3号 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について
第12 報告第4号 一般社団法人北海道農業会議第81回総会について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 伊藤 真澄
農地係長 上仙 知巳

7 会議の概要

事務局 (伊藤局長)	ただ今から第24回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。 最初に、福村会長からご挨拶を申し上げます。
福村会長	皆さんこんにちは。ここ2～3日天気も良く、稲も色づいてきたかなと思っているところです。今朝の新聞を見ますと、転作に係る交付金で、畦を取ったところとか、用水路が入っていないところの転作は交付金が当たらないというような記事が載っていましたが、どれだけ農業いじめすればいいのかなと見ていましたが。国もお金がないということからかもしかかもしれませんが、帰って見ていただければいいかなと思います。何はともあれ、この天気が長く続いていただき、出来秋を期待したいと思っております。早速でございますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
事務局 (伊藤局長)	ただいまの出席委員は、13名です。 定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、欠席の申し出が山田委員からありました。 議事の進行を福村会長にお願いいたします。
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 それでは、日程にしたがって進めて参ります。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議 長	それでは、9番 高山委員と10番 西元委員を指名いたします。 日程第2、会期の決定についてを議題とします。 本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思っております。 これにご異議ありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決しました。 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第23回の総会以降の諸般について、報告いたします。

- ・平成28年度蘭越町農業再生協議会定期総会
- ・平成28年度蘭越町米麦改良協会定期総会
- ・北海道農業会議第81回定期総会

議長

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについて、NO1について、調査員からご報告お願いいたします。

1番
(椿委員)

報告いたします。6月21日に向山委員、天水委員と私の3人で現況を確認してまいりました。公募地目は田になっているのですが、木が生えたり、ヨシが生えたりしている状況でありますので、田としては復元できない状態となっております。以上で報告終わります。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。議案第1号については調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1について上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成28年6月29日提出、蘭越町農業委員会会長名。

申請人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡、申請理由は、農家住宅を建設するものです。別紙の調査書をご覧ください。

農地区分は、第三種農地です。判断理由としては、〇〇〇の〇〇〇の一角に位置する土地です。既存住宅が老朽化したため隣接地に農家住宅を建てるとのことであり、良好な生活環境を確保するため、転用はやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基

準については記載のとおりです。

なお、一般社団法人北海道農業会議への意見聴取につきましては、3月8日の申し合わせにより、第三種農地において転用目的が農家住宅に係る案件は意見聴取しなくて良い案件であることから、意見聴取しないこととしたいと事務局では考えます。

議 長 それでは、NO1について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

1 番
(樁委員) 事務局の説明のとおりでございます。場所的にはですね、〇〇〇さんの住宅に入る、道路の入り口の左側の角になります。住宅が老朽化したということで新築する予定です。よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。本案について、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 本案については、原案のとおり受理することといたします。

日程第6、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成28年6月29日提出、蘭越町農業委員長名。

利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土

地は、字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年7月6日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は、総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用されるであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

以上のことから、計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長 それでは、NO1について、担当委員の補足説明をお願いします。

1番
(椿委員) 〇〇〇さんと〇〇〇さんの案件ですけれども、一部基盤整備に伴いまして、賃貸の金額を変更するというございます。場所はですね、〇〇〇さんの住宅の裏側にあります。他については、事務局の説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議長 質疑なしと認めます。本案については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 NO1について、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

日程第7 議案第4号農用地の買入協議の要請についてを議題とします。NO1について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(伊藤局長)

議案第4号 農用地の買入協議の要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき申出のあった所有権移転に係るあっせんについて、農地中間管理機構による農地保有合理化事業による買入が特に必要であると認められるので、蘭越町長に対し、同条第4項の規定による要請をすることについて、議決を求める。平成28年6月29日提出。蘭越町農業委員長名。

申出があった方は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は、字〇〇〇番〇〇外〇筆、現況で田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。申出を受けたのは平成28年6月8日です。これについて、協議をした結果、農地中間管理事業における、農地保有合理化事業をもって、公社のほうに買入していただきたいということの要請を、町にしたいということでのご提案でございますので、よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

NO1について、原案のとおり、決定し、その旨町に要請いたします。

日程第8 議案第5号平成28年度第26年次蘭越町農業委員会活動強化指針の決定についてを議題とします。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(伊藤局長)

皆さんのところに先日FAXで、蘭越町農業委員会活動強化指針の一部を送らせていただいておりますので、ご一読いただいたものとして説明させていただきたいと思っております。1ページ目からについては、平成27年度第25年次の事業及び活動の総括でございます。農業・農村を取りまく情勢でございます。蘭越町の活動状況等を書かせていただきました。(2)の農業委員会組織をめぐる情勢につきましては、既にご承知のように農業委員会の適正な事務実施において、これまでも農業委員会の行う許可事務

における判断の透明性、事実の確認等、公表を求められておりましたけれども、これに基づいて今までも事務を行ってききましたが、昨年の9月4日に改正されました、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の中で農業委員会法の見直しも行われまして、今までは通知でしたが、法律の中に盛り込まれての情報の公表として位置付けられましたので、今後はこの法律に基づいて情報の公表をしていかなければならないこととなりました。

今回見直しの中で、求めておりました、農業委員の公選制については維持されなくなった訳ですが、農地利用最適化推進委員の設置についても、踏み切られてしまいました。蘭越町農業委員会においても、新しい法律の中で平成29年7月から新たな選出方法、町村長による任命、議会の承認ということで、これに向けて今後は選出方法の策定や定数条例の改正について議論を重ねていかなければならないだろうと考えております。

(3)の農業委員会の体制から4ページの平成27年度法令業務実績及び農地の流動実績につきましては、記載のとおりでございます。表につきましても、昨年1年間の数字をまとめたものが8ページ以降に記載されておりますので、ご一読いただきたいと考えております。

5ページ目からの専門委員会付託検討事項につきましては、平成28年2月29日に第20回総会におきまして、平成28年農作業雇用標準賃金、手作業賃金を6,400円から6,800円に改定し、表中の文言整理等を行っております。12ページの資料は平成27年の農作業雇用標準賃金の表をつけていますので、議論した内容は平成28年ですが、資料としては平成27年をつけていますのでお願いいたします。

10ページになりますけれども、農地の流動集積から見る農地構造の実態及び特徴的な分析といたしまして、27年度については、26年度実績よりもどの案件についても、少なくなっておりますけれども、集積については中間管理事業が浸透しつつあると書いてはおりますけれども、国の政策の中にありまして、これと機構集積協力金と併せながら賃貸借、そして担い手への農地集積ということが出されておりますので、これらを併せての賃貸借を主体として蘭越町においても動いてであろうと分析をさせていただきました。

11ページから13ページについては、先程説明したとおりであります。

今年度の第26年次の重点活動目標といたしましては、重点活動目標の設定として、4月から施行されております農業委員会等に関する法律において、農業委員の公選制の適用が除外されましたけれども、農業委員会組織が果たす役割は大きく変わっておりませんので、今後においてもこれまで同様に農地の利用集積の促進など農地、担い手に関する対策を講じていく必要があるだろうと考えております。また、26年度から農地中間管理事業が法定化されまして、認定農業者や新規就農者を中心とした担い手への農地の利用集積の仕組みが確立されましたけれども、貸借中心の全国一律のものでありますので、所有権移転の比率が高い北海道農業の実態とはかけ離れておりまして、中間管理事業を使っただけの集積率も目標を大きく下回っている状況の中において、やはり私たちが求める地域の実態にあったような制度改正を求めていく必要があると考えておりまして、これについては、全国会長大会や北海道選出国會議員要望においても、これを出していっているところではありますが、今後においてもそれを継続していく必要があるだろうと考えます。その中で常に制度や事業等の点検、分析を実施しながら、農業者や農村現場の不安を払拭する制度改正や効果的な施策となるよう農業委員会系統組織とともに今後も要請をしていきたいと考えております。

重点目標と内容につきまして、大きく変わっておりませんが、担い手への集積、新規就農者の育成・確保を重点的にやっていかなければならないであろうと考えております。農業委員会の体制強化につきましては、12月には条例改正を提案させていただきたいと考えておりますので、それまでに町長部局とのほうとも打合せをしなければなりません。委員の皆さんからも意見をいただきながら、人数の問題ですとか選出の枠の作り方などを議論させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

これに基づきまして、皆さんのお手元に平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画をお配りさせていただいております。これが先ほど申しました情報の公表という中で、今までの見えるかの中で行ってきたことですが、今の強化指針を基に点検・評価と平成28年度の目標及び活動計画を作成させていただいておりますので、併せてよろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま局長のほうから強化指針について、説明していただきました。

皆さん、何かご意見、ご質問ありませんか。

全委員 　　ありません。

議 長 　　質疑なしと認めます。本案については、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 　　異議なし。

議 長 　　議案第5号について、異議のないものと決定し、関係機関にも参考資料として送付することといたします。

日程第9 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長) 　　平成28年6月21日付けで、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんから、字〇〇〇番〇〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議 長 　　日程第10 報告第2号農地法第6条第1項の規定による報告について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長) 　　平成28年6月7日付けで、〇〇〇から平成27年3月1日から平成28年2月29日事業年度の農地所有適格法人報告書、また、平成28年6月23日付けで、〇〇〇、〇〇〇から平成27年1月1日から平成27年12月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。内容を審査した結果、記載のとおり要件を満たしておりましたので、報告します。

議 長 　　日程第11 報告第3号新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長) 　　字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さんの新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書を、平成28年6月2日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議 長

日程第12 報告第4号一般社団法人北海道農業会議第81回総会について、事務局より報告願います。

事務局
(伊藤局長)

6月21日に札幌ガーデンパレスで行われました、一般社団法人北海道農業会議第81回総会に参加しましたので報告いたします。来賓の祝辞といたしまして、北海道農政部長の土谷さんと北海道町村会副会長の蘭越町長宮谷内さんからご挨拶をいただきました。議事につきましては、平成27年度北海道農業会議事業報告並びに収支決算の承認、平成27年度北海道農業会議職員退職給与積立金会計収支決算の承認、これはまだ一般社団法人になる前の部分ですけれども、議案第3号として、一般社団法人北海道農業会議の事業予算の執行に関する決議と北海道農業会議役員候補者選考規程の制定についてが、意見もなく可決をされておりました。議案第5号の中で役員の選任について、理事さんが2名辞任されておりますので、新たな理事として仁木町農業委員会会長の天野信文さんと土地連専務理事の加藤聡さんの2名が新たに理事として選任されております。合わせまして協議事項として、農業委員会活動強化促進運動推進方針案も提案されましたけれども、これについても、満場一致の中で承認されておりますので、今後ですね、あまり大きく変わることはないのですが、情報公表の中で農地情報システムも公表されなければならなくて、それがフェーズ2と言いますけれども、その取扱いなどにも言及した協議事項になっておりました、これに基づいて今後進めていくことが報告されまして、全会一致で承認されておりますので、報告させていただきます。以上です。

議 長

はい。以上で報告を終わります。

皆さんの方で、何か、その他で、ご意見、ご質問がありましたら、お受けしたいと思っております。

全委員

ありません。

議 長

その他の報告を事務局からお願いします。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第24回農業委員会総会を終了いたします。

午後 2 時 15 分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩